

## 教材に盛り込むべき事項についての意見書

くすりの適正使用協議会

## 意見

教材に盛り込むべき事項につきましては、下記に提案をさせていただきますが、薬害教育の実施時期に関しまして意見を述べさせていただきます。

第二回検討会において、大杉先生より中学校並びに高等学校の社会（公民的分野）、そして高橋先生より同じく保健体育の薬害教育と医薬品に関する教育の状況をお聞きしました。それらと新学習指導要領および現行の教科書の記載内容を合わせ考えますと、「薬害再発防止のための医薬品行政の見直しについて（最終提言）」の記載にある「初等中等教育において薬害を学ぶ」方向性には、多少無理があると考えます。

新学習指導要領の保健体育においては、中学校で「個人生活」とのかかわりを学ぶのに対し、高等学校では「個人及び社会生活」とのかかわりを学ぶことになっております。同時に、新学習指導要領では医薬品に関する教育が中学校高等学校と発達段階に応じて積上げられており、薬害教育を導入する時期を間違えますと薬害に対する理解が浅くなるばかりか、生徒なりの思考が醸成されない可能性があります。また、医薬品に関する教育全体の流れを変えてしまう可能性もあります。

以上から、くすりの適正使用協議会は薬害教育は高等学校の医薬品に関する教育が行われた後に実施されるのが最良であると考えます。

もし薬害教育が中学3年で実施とならざるを得ない場合においては、初めて授業として薬について学ぶ重要な時期であることを勘案いただき、医薬品に関する授業を終了後に薬害教育を実施いただくよう関係各位の連携・協力をお願いします。

## 記

## 教材に盛り込む事項の提案

1. 医療と医薬品の歴史。
2. 医薬品が本質的に持つベネフィットとリスク。
3. 医薬品には審査があること。
4. 副作用は予期できるものと、予期できないものがある。
5. 副作用をより少なくするために何が必要か。
  - ①ベネフィットとリスクを科学的に検証する。

- ②検証された情報を関係当事者が共有する。
- ③情報を基にした、医薬品の適正使用を推進する。

6. 薬害はどうして起こるか

7. どんな薬害が起きて、どんな苦しみがあったか(いくつかの具体例)

8. 同じ過ちを繰り返さないために、私たちはどうすべきか。

9. 医薬品副作用被害救済制度とは。

10. 最後に

薬害を通じて医薬品の適正使用の大切さを学んでほしい。

11. 資料集

本文で触れられなかった薬害事件。

医薬品等による主な健康被害年表 等

以上

この補助教材作成にあたっては教育現場で生徒たちの学びが目的である事を常に念頭に置き進められることを願っております。

平成 22 年 9 月 3 日  
くすりの適正使用協議会